

令和8年度

高齢者  初心者 

今年は高校生も募集!!

しあわせドライブ

3人一組でチャレンジ期間中の
無事故・無違反を目指すコンテスト

～運転免許証返納者には別枠チャンスあり～

～オフィスコースは県外住所でも参加OK～

～特別枠は高校生3人で参加OK～



© 群馬県 ぐんまちゃん

① 参加費用は、**無料**

② チャレンジ期間は、**8月1日～12月31日**までの**153日間**

③ 参加できる方

● 日常的に車やバイクを運転する3人一組で、次のいずれかの条件を満たすチーム

一般コース 3人全員が県内に住民登録していること。

オフィスコース 県内に所在する同一の事業所に勤務していること。(県外住所でも参加できます)

● チーム内に、次のアまたはイのいずれか1名以上を含むこと。

ア **高齢者** (令和8年8月1日現在、**65歳以上の方**)

イ **初心運転者** (令和7年8月2日から令和8年8月1日までの間に新規に普通免許又は準中型免許を取得した方又は取得見込みの方)

● **令和8年度特別枠**

県内に所在する同じ高校等に自転車通勤する高校生3人で編成されたチーム

無事故無違反特別賞

県内温泉宿泊券
【3万円分】

……15チーム

特産品
詰め合わせ

…200チーム



観光ぐんま写真館提供

県内温泉のイメージ

チャレンジ期間中に無事故・無違反を達成して報告すると、抽選で合計215チームに特別賞が当たります。

安全運転お疲れ様でした賞

特別賞とは別枠で、期間中に運転免許証を自主返納をした方の中から、抽選で10名様に、

**川場村こしひかり
雪ほたか【10kg】**

が当たるチャンス!

～この機会に、運転免許証の自主返納を
考えてみるのはいかがでしょうか～



昨年度は、自主返納者が上限に達しなかったため、抽選を行わずに当選! 高確率で当選するチャンス!?

申込期間

5月20日(水)～7月3日(金) ※当日消印有効

申込方法

参加申込書に必要事項を記入して、7月3日(金)までに、郵送又は下記しあわせドライブ係に持参いただくか、スマートフォン等でも申込みできます。

郵送先

〒371-8570 前橋市大手町 1-1-1

群馬県道路管理課しあわせドライブ係

問い合わせ先

群馬県道路管理課 ☎ **027-226-2388**



申込みQR

主催 群馬県交通対策協議会(群馬県、群馬県警察、群馬県交通安全協会、群馬県トラック協会他)

後援 群馬県安全運転管理協会、群馬県指定自動車教習所協会、群馬県社会福祉協議会、群馬県老人クラブ連合会、群馬県長寿社会づくり財団

高齢者・初心者しあわせドライブ

参加申込書



令和8年度

・私達は、「高齢者・初心者しあわせドライブ」に参加を申し込みます。

申込日	令和8年	月	日
チーム名			

スマートフォンからの申込み
QRコードはコチラ！
※ 表面QRコードと同じです。



チームリーダー	ふりがな				該当する場合は○で囲ってください
	氏名				高齢者 / 初心者 高校生 (年生)
	住所	〒			
	生年月日	T・S・H	年	月	日生 歳 ※8月1日現在
	電話番号				
チーム員	ふりがな				該当する場合は○で囲ってください
	氏名				高齢者 / 初心者 高校生 (年生)
	住所	〒			
	生年月日	T・S・H	年	月	日生 歳 ※8月1日現在
	電話番号				
チーム員	ふりがな				該当する場合は○で囲ってください
	氏名				高齢者 / 初心者 高校生 (年生)
	住所	〒			
	生年月日	T・S・H	年	月	日生 歳 ※8月1日現在
	電話番号				

高校及び 事業所等 の連絡先	高校名及び 事業所名		
	所在地	〒	
	担当者	部署名	連絡先

※オフィスコース
及び令和8年度
特別枠のみ記載

- この申込書に記載された個人情報は、この事業以外の目的には使用しません。
- チームリーダーは、事務局との連絡が可能な方としてください。参加チームのリーダーには、別途参加案内を送付します。
- オフィスコースの連絡先は、原則、事業所等の担当者とししますので、事業所等の名称・所在地のほか、担当者の氏名・部署名・電話番号も記載してください。
- 令和8年度特別枠の担当者欄には代表1名の保護者氏名と連絡先を記載してください。

注意事項

- 高齢者（65歳以上の方）又は初心運転者（新規普通免許・準中型免許取得者〔取得見込みを含む〕）のどちらか1名以上を入れてください。
- 期間中のメンバー変更はできません。
- 複数のチームに重複しての参加はできません。
- 令和8年度特別枠は、同じ高校等に在学する高校生3名でチームを編成してください。「高校等」とは、学校教育法に規定する高等学校の過程（中等教育学校後期課程を含む）を置く学校をいい、「高校生」は当該学校に在学する者をいいます。